

事務連絡  
令和6年7月10日

各高齢者施設・事業所管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部高齢福祉課

### 災害時情報共有システムの活用徹底について（依頼）

本県の高齢福祉施策の推進につきまして、日頃から多大な御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、令和6年7月2日に厚生労働省老健局高齢者支援課施設係から、昨今の災害において社会福祉施設の被害状況報告率が低く被災状況報告システム（以下「システム」といいます。）が活用されていない状況が確認されたほか、本年1月1日に発生した能登地方を震源とする地震においても、発災後被害報告がなかった施設に個別に連絡の上で被害状況を確認するなど、多くの時間と人員が必要であったという課題も明らかになったことを受け、発災時における災害時情報共有システムによる報告の徹底を求める旨の協力依頼がありました。

については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和5年10月20日付け一部改正こ成事第529号こども家庭庁成育局長ほか連名通知）（※）により、改めて災害時情報共有システムの活用に御協力ください。

なお、システムを活用するに当たっては、次の点に御留意ください。

- 発災時になるべく早く報告することが重要であることから、発災時に各施設の状況を把握可能な職員が現時点の情報を暫定的に報告し、当該暫定報告について、必要があれば随時、修正報告する対応とすること。また、その旨、職員に周知を図ること。
- 発災時に被害が見受けられない施設にあっても、その旨（被害がない旨）報告すること。また、このことについても前項同様、職員に周知を図ること（報告がない場合は、本県又は所在市町村から電話等で問い合わせる場合があり、双方にとって負担となる場合が考えられます。）。
- 災害発生時に被災状況等の報告が迅速かつ適切に行われるよう、災害訓練の際、災害時情報共有システムを用いて定期的に訓練を実施するなど、操作方法の習熟に努めること。

なお、(※) 及び本事務連絡は、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載しているのご確認ください。

**【掲載場所】**

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=22&id=912&page=3>

問合せ先

高齢福祉課保健・居住施設グループ

電話 045-210-1111 (代表) 内線 4856～4859